

指定給水装置工事事業者の指定の更新

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、長生郡市広域市町村圏組合水道部指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定により公示する。

公示日：令和3年6月8日

指定 番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域において給水装置工事事業者の事業を行う事業所の名称及び所在地		指定の 有効期限
				名称	所在地	
139	有限会社岩瀬設備	千葉県長生郡長南町 千田1548番地6	岩瀬 明夫	有限会社岩瀬設備	千葉県長生郡長南町 千田1548番地6	令和8年9月29日